

健やかママの健康チェック事業実施要綱

(目的)

第1条 健やかママの健康チェック事業（以下「事業」という。）は、将来の糖尿病発症ハイリスク群である妊娠糖尿病既往者に対し、健康情報の提供及び血液検査による健康チェックの案内を行うことにより、「正しい情報の提供と健康的な生活習慣獲得の動機付け」及び「健診受診への動機付け」を行い、将来の糖尿病の発症予防に繋げることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は大阪市とする。ただし、健康チェックを含む事業の一部については、前条の目的を達成するために適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「事業者」という。）に委託する。

(対象者)

第3条 事業を実施する前年度の7月から1年の間に3ヶ月児健康診査を受けた児の母のうち、3ヶ月児健康診査の質問票のデータにより妊娠糖尿病既往歴の確認できる者で、かつ抽出及び健康チェック申込時点において大阪市内に居住地を有する市民（以下、「対象者」という。）を対象とする。

なお、対象者の抽出にあっては、総合福祉システム母子保健情報を活用する。

(事業内容)

第4条 本事業は、第3条に規定する対象者に対し、糖尿病に関するリーフレット及び健康チェックの案内を送付する。

2 対象者のうち健康チェックを希望する者については、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を実施する。

（1）血液検査キットの送付

（2）対象者より返送された検体による検査の実施

（3）Webによる結果の通知及びアンケートの実施

（4）結果により医療機関での再検査等が必要と認められる者への受診勧奨

(健康チェックの申込)

第5条 対象者のうち、健康チェックを希望する者は、健康チェックの案内に記されている手順により、スマートフォン等の端末よりWebを利用して健康チェックの申込みを行う。

(本人の費用負担)

第6条 健康チェックに要する費用は、無料とする。ただし、医療機関での再検査等に要する費用は、本人の負担とする。

(その他)

第7条 本事業の関係者は、事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するものとする。

2 この要綱に定めのない事項については、別途、健康づくり課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。